



参考

[根拠法令]

毒物及び劇物取締法

第3条の2第3項 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者」という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。

[基準条例]

毒物及び劇物取締施行令

第28条 法第3条の2第3項及び第5項の規定により、燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤の使用者及び用途を次のように定める。

一 使用者

- ロ 燻蒸により倉庫内若しくはコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者又は営業のために倉庫を有する者であって、都道府県知事の指定を受けたもの

大津市毒物及び劇物取締法施行細則

第4条第4項 政令第28条第1号ロの指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 二 営業のため倉庫を有する者 特定毒物使用者指定申請書(様式第6号)、貯蔵設備の概要図、当該施設の立体図及びその付近の見取図並びに法人にあつては、定款

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。